

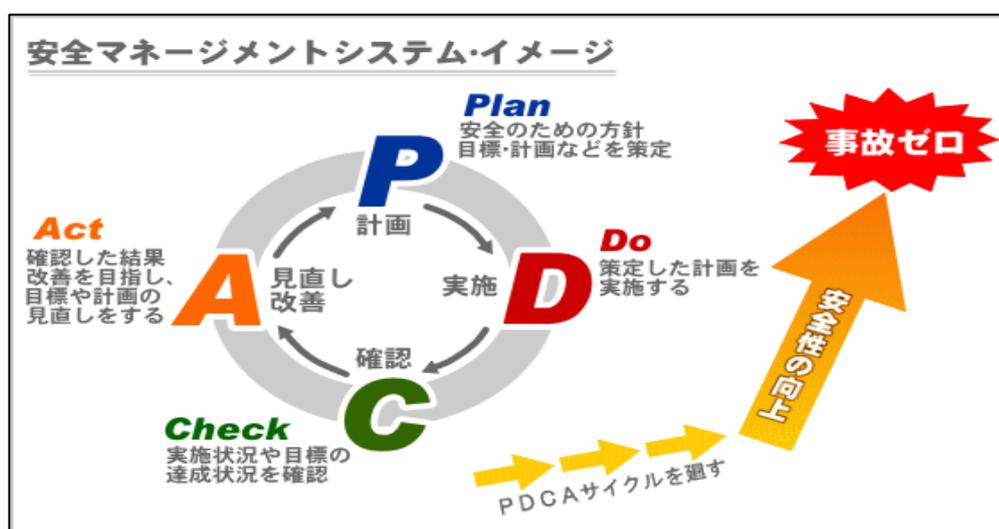
2021年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

関東鉄道株式会社

自動車部

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 当社では、法令に基づいた「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全社員が一丸となって安全・安心・快適な輸送サービスの提供に努めます。
- (2) 経営幹部は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (3) 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し「輸送の安全の確保が最も重要である」という意識を徹底します。
- (4) 常に輸送の安全の確保に向けた問題意識を持ち、安全管理の実効を上げるために、単に安全対策の実施にとどめることなく、輸送の安全に関する対策や計画の策定（Plan）、施策の実行（Do）、施策の有効性を検証・評価（Check）、改善（Act）を確実に実施し、さらなる輸送の安全性の向上を可能にするため「PDCA サイクル」が機能するよう安全管理体制を推進します。
- (5) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。



2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

2020 年度における年間事故防止目標及び達成状況は以下の通りです。

	目標	達成状況
(1) 人身（車内人身を含む）事故の絶滅	0 件	3 件
(2) 追突（逆突を含む）事故防止	0 件	1 件
(3) 回送時の油断による事故防止	0 件	4 件
(4) 健康並びに飲酒に起因する事故防止	0 件	0 件

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

2020 年度中に発生した自動車事故報告規則第 2 条に該当する事故は以下のとおりです。

自動車事故報告規則第 2 条に該当する事故	
事 故	1 件
車両故障	9 件

4. 安全管理規程

当社は「安全管理規定」制定し、国土交通省へ届出をしております。

- 【主な内容】 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 輸送の安全のために講じた措置 (2020 年度)

① 重点実施事項

(ア) 車内人身事故の撲滅(車内事故防止「3つの誓い」運動の推進)

- a. 『車内ミラーで着座確認』
お客様の完全な着座を確認する。
- b. 『指差確認と声出し確認』
「左よし・右よし・車内よし」と目で確認、指で確認、声で確認する。
- c. 『車内マイクで発車案内』
「発車します。ご注意ください。」マイク案内を実践しお客様へバスが発進する注意喚起を実施する。

※車内事故防止「3つの誓い」運動については、昨年 10 月 23 日の車内人身重大事故の惹起以降、輸送安全緊急総点検(10/28～11/10)、年末年始の輸送等に関する安全総点検(11/27～1/10)、車内事故防止「3つの誓い」運動(3/1～3/31)において重点実施事項として社内で行っております。



(イ) 京成バスグループの事故事例に鑑み、自転車事故の撲滅に取り組み、「自転車事故防止の三原則の徹底」に取り組みました。

②実施事項

(ア) 社長・役員による職場巡視の実施

社長をはじめとする役員が定期的に各職場を巡視し輸送の安全確保の取り組み状況や職員との意見交換を行い安全管理の確認を行っております。2020年度の社長による職場巡視は42回、役員による職場巡視は24回実施しております。



(イ) 安全統括管理者による職場巡視の実施

各運動期間等の実施期間に合わせ、安全統括管理者の各営業所の職場巡視を実施し、輸送の安全確保及び法令の遵守等の項目の実施状況を確認しております。2020年度は53回実施しております。



(ウ) 社長・安全統括管理者の早朝点呼立合いの実施

各運動期間等の実施期間に合わせ、事故防止対策の一環として早朝営業所を発車する運転士の点呼を統括運行管理者により実施しております。あわせて社長、安全統括管理者による早朝点呼の立合いを実施し、営業所の安全対策、勤務状況等の把握に努めております。2020年度の社長による点呼立合いは13回、安全統括管理者は14回実施しております。



(エ) 街頭指導の実施

安全統括管理者及び本社管理職並びに各営業所の統括運行管理者による駅前バスターミナル等の主要拠点において巡回指導を定期的に実施し、安全に対する意識向上、事故防止に対する取り組みの実施状況を確認しています。その他、運行管理者による巡回指導も定期的に実施しております。



(オ) 安全推進添乗指導の実施

統括運行管理者及び運行管理者並びに本社管理職による安全推進添乗指導を定期的
に実施し、運転士の安全意識の向上を図
っております。



(カ) 事故防止推進本部会議の開催

事故の再発防止等の安全対策について社長を本部長とする事故防止推進本部会
議を年4回開催しております。

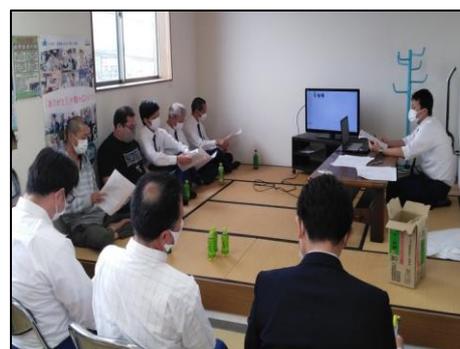
(キ) 事故防止対策委員会の開催

安全統括管理者及び本社管理職、各営業
所の所長及び副所長と運転士から構成され
るメンバーを選任し、四半期ごと年4回、当
社における有責事故についての事例研究を
行い、各営業所へ再発防止策の提言を行っ
ております。



(ク) 安全協議会の開催

各営業所の所長及び副所長と運転士から
構成され、ドライブレコーダーの映像等を
用いて、有責事故事例やヒヤリ・ハット等
の研究や事故防止に対する対策を検討する協
議会を営業所毎に毎月開催しております。
2020年度は全営業所のべ84回開催し
ております。



(ケ) 現業長会議の開催

当社における実施事項の周知徹底及び情
報共有を図るとともに意見交換を行い、輸
送の安全確保に万全を期するよう安全意識
の徹底を図っております。2020年度は
15回開催しております。



(コ) 運行管理者教育の実施

各運動期間において、各営業所の運行管理者に対し、運動期間における実施事項の周知徹底及び運転士への指導方法等を本社より各営業所の運行管理者へ指導教育する運行管理者教育を実施しております。2020年度は9回実施しております。



(サ) ドライブレコーダー及びデジタルタコメーターを用いた運転士教育の実施

ドライブレコーダーを用いて、運転士毎の癖や特性等を把握し、各運転士に合わせた指導教育を実施しております。また、デジタルタコメーターによる速度や回転数などを検証管理し、ランキングにしたものを営業所内に掲示し、安全運転やエコドライブの徹底を励行しております。特に回送時の心理的油断やあせりによる事故を防止するために、回送時においても乗客がいる時と同様に集中して運転を行うよう指導徹底を図っております。さらに、点呼執行場所付近にモニターを設置し、事故発生時には全営業所へ事故映像を配信し、運転士に周知を行い、即座に再発防止のための指導教育を実施しております。



(シ) 車内人身事故防止「3つの誓い」運動の実施

当社において毎年3月の1ヶ月間、車内人身事故防止「3つの誓い」運動を実施しております。「車内ミラーで着座確認」、「指差確認と声出し確認」、「車内マイクで発車案内」の3項目の安全行動を必ず実施することを誓い、車内人身事故を惹起させない決意のもと、車内人身事故撲滅に取り組んでおります。また、運転士に対する実車教育や過去の車内人身事故の事例等を用いて、運転士へ発車反動の大きさや、指差確認喚呼の重要性、マイクアナウンスの大切さについて指導を行っております。

**心に刻みます！
車内事故防止「3つの誓い」運動実施中**

① 車内ミラーで着座確認



・お客様の完全な着座を確認する。

② 指差確認と声出し確認



・「左よし・右よし・車内よし」と目で確認、指で確認、声で確認する。

③ 車内マイクで発車案内



・「発車します。ご注意ください。」マイク案内を実施し乗客へ発進する旨の注意喚起を実施する。

(ス) イエローストップ運動の実施

推進するにあたり、「黄色信号で必ず止まろう」をスローガンに掲げ、交差点での無理な進入をなくす「イエローストップ運動」を実施しております。



(セ) 適性診断の実施

65歳未満の全運転士を対象に3年に1度の頻度でナスバネットを活用した適性診断の受診を義務づけ、計画表に基づいた受診計画を策定し実施しております。また、受診結果に応じた指導教育を実施しております。



(ソ) 適齢診断の実施

65歳以上の運転士を対象に3年に1度の頻度で適齢診断の受診を義務づけ計画表に基づいた受診計画を策定し実施しております。また、受診結果に応じた指導教育を実施しております。

(タ) 車両・施設などの安全対策の実施

a. IP無線による位置情報の把握

IP無線機により、車両の現在地の把握及び運行異常発生時における営業所への連絡通知体制を構築しております。



b. バックカメラ及び左折巻き込みカメラによる周囲の把握

バックカメラに使用しているモニターを左側面カメラと連動させ、左ウィンカー点灯時は左折時の巻き込み防止のためモニターに左側面の映像が映るようになっております。



c. A S V (先進安全自動車) 搭載車による安全性の向上

車両の代替を推進し、A S V 装置搭載車両を拡充することで、車両の安全性の向上図っております。



d. E D S S (ドライバー異常時対応システム) 搭載車両の拡充

車両の代替を推進し、E D S S 装置搭載車両を拡充することで、万が一の際、ドライバー異常時における対応が可能になり、安全性の向上を図っております。



e. 新型コロナウイルス対策の実施

新型コロナウイルス感染防止対策として、運転席との飛沫防止シートの設置 (全車両設置)、消毒用アルコールを高速バス全車両に設置いたしました。その他、高速バスに空気清浄機の設置のほか車内の定期的な換気・消毒を実施しております。また、お客様が安心してご利用頂けるよう H P に当社の感染防止対策を掲載しております。



(2) 輸送の安全のために講じようとする措置 (2021 年度)

① 輸送の安全に関する重点施策

- (ア) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定める事項を遵守いたします。
- (イ) 輸送の安全に関する投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (ウ) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (エ) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を共有し伝達いたします。
- (オ) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

② 重点実施事項

(ア) 車内人身事故の撲滅(車内事故防止「3つの誓い」運動の推進)

- a. 『車内ミラーで着座確認』
お客様の完全な着座を確認する。
- b. 『指差確認と声出し確認』
「左よし・右よし・車内よし」と目で確認、指で確認、声で確認する。
- c. 『車内マイクで発車案内』
「発車します。ご注意ください。」マイク案内を実践しお客様へバスが発進する注意喚起を実施する。

(イ) 京成バスグループの事故事例に鑑み、「交差点右左折時における左前方・右前方、双方目視の徹底」を施策として、交差点右左折時の事故撲滅に取り組みます。

③ 実施事項

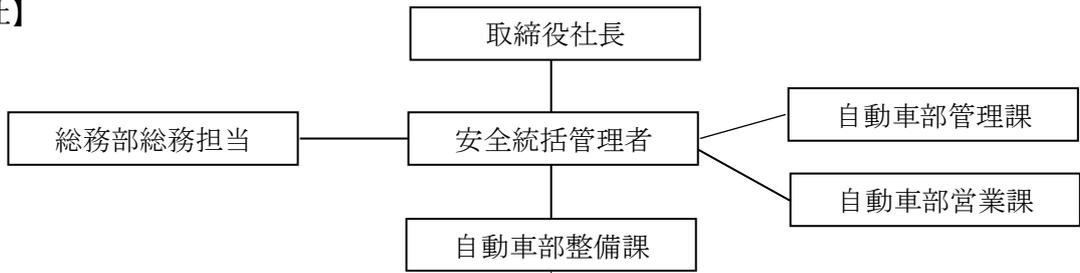
- (ア) 社長・役員による職場巡視の実施
 - (イ) 安全統括管理者による職場巡視の実施
 - (ウ) 社長・安全統括管理者の早朝点呼立合いの実施
 - (エ) 街頭指導の実施
 - (オ) 安全推進添乗指導の実施
 - (カ) 事故防止推進本部会議の開催
 - (キ) 事故防止対策委員会の開催
 - (ク) 安全協議会の開催
 - (ケ) 現業長会議の開催
 - (コ) 運行管理者教育の実施
 - (サ) ドライブレコーダー及びデジタルタコメーターを用いた運転士教育の実施
 - (シ) 車内人身事故防止「3つの誓い」運動の実施
 - (ス) イエローストップ運動の実施
 - (セ) 適性診断の実施
 - (ソ) 適齢診断の実施
- 65歳以上の運転士の受診を2年に1回に引き上げ実施してまいります。
- (タ) 車両・施設などの安全対策の実施
 - a. IP無線による位置情報の把握
 - b. バックカメラ及び左折巻込みカメラによる周囲の把握
 - c. E D S S (ドライバー異常時対応システム)搭載車両の拡充
 - d. 新型コロナウイルス対策の実施



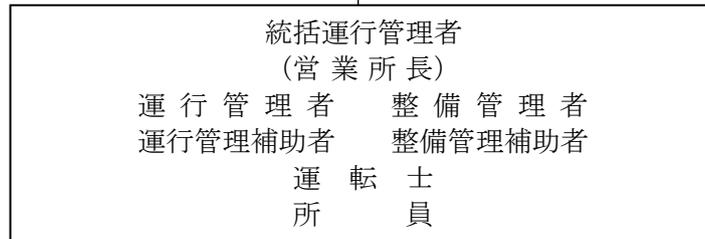
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

(1) 輸送の安全に関する組織体制

【本社】

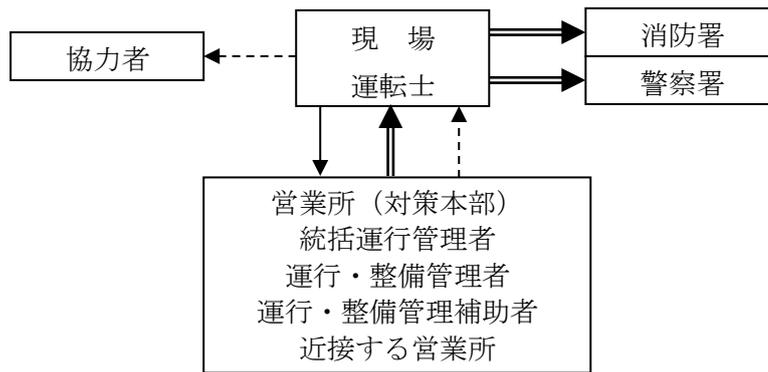


【事業所】

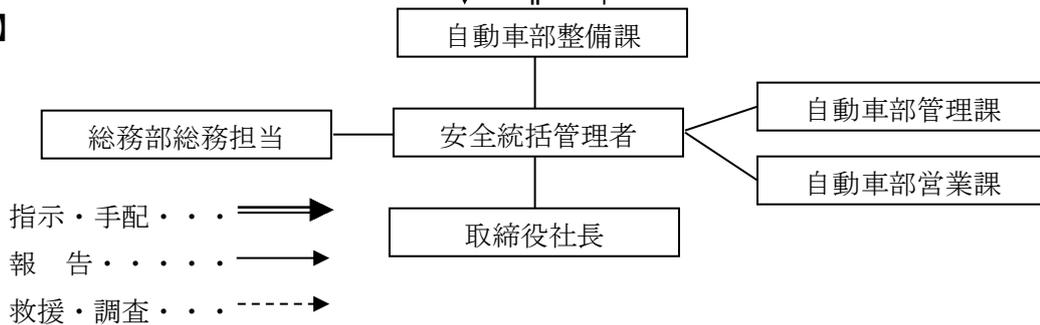


(2) 事故・災害等に関する報告連絡体制

【事業所】



【本社】



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するため、運転士及び運行管理者を対象とした研修を定期的に行っており、また、春・秋の各交通安全運動、特別安全総点検、夏季・年末年始の各輸送安全総点検、車内事故防止キャンペーン等における社長及び安全統括管理者並びに本社管理職による職場巡視や各種事故防止運動時における早朝点呼立会い、各営業所での全運転士への小集団教育など、あらゆる場を活用して輸送の安全性向上に努めております。

(1) 輸送の安全に関する教育研修の実施（2020年度実績）

① 営業所長・副所長研修	15回実施
② 運行管理者研修	9回実施
③ 整備主任者研修	7回実施
④ 運転士研修	109回実施
⑤ 運転士接客接遇研修	31回実施
⑥ 事故惹起者研修	5回実施
⑦ 初任運転士研修	16回実施
⑧ 事故防止推進本部会議	4回開催
⑨ 事故防止対策委員会	4回開催
⑩ 安全協議会	84回開催
⑪ バスジャック対応訓練	2回実施



(2) 輸送の安全に関する教育研修の計画（2021年度計画）

- ① 営業所長・副所長研修（年間で全営業所長・副所長を対象）
- ② 運行管理者研修（年間で全運行管理者を対象）
- ③ 整備管理者研修（年間で全整備管理者を対象）
- ④ 整備主任者研修（年間で全整備主任者を対象）
- ⑤ 運転士安全教育（各運動期間ごとに全運転士へ実施）
- ⑥ 運転士接客接遇研修（接客接遇の向上を目指し随時開催）
- ⑦ 運転士適性診断（65歳未満の運転士に対し実施）
- ⑧ 運転士適齢診断（65歳以上の運転士に対し実施）
- ⑨ 事故惹起者研修（随時実施）
- ⑩ 初任運転士研修（採用時実施）
- ⑪ フォローアップ研修（運転士入社後3ヶ月時・6ヶ月時に随時実施）
- ⑫ 事故防止推進本部会議（事故の再発防止等の安全対策、年4回開催）
- ⑬ 事故防止対策委員会（有責事件事例研究の開催、年4回開催）
- ⑭ 安全協議会（毎月各営業所において開催）
- ⑮ バスジャック対応訓練（各営業所において開催及び茨城県バス協会のバスジャック訓練、京成バス主催のバスジャック訓練への参加）

⑩ 各安全運動時における全運転士への小集団教育の実施

	日 程	期 間
春の全国交通安全運動	4月 6日～4月 15日	10日間
特別安全総点検	5月 27日～6月 2日	7日間
車内事故防止キャンペーン	7月 1日～7月 31日	1ヶ月間
夏季の輸送安全総点検	8月 1日～8月 10日	10日間
秋の全国交通安全運動	9月 21日～9月 30日	10日間
年末年始の輸送等に関する安全総点検	12月 10日～1月 10日	1ヶ月間
車内事故防止「3つの誓い」運動	3月 1日～3月 31日	1ヶ月間

・各安全運動時における教育内容（2021年度計画）

	教育内容
春の全国交通安全運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用自動車を運転する場合の心構え ・ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
特別安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用自動車の構造上の特性 ・ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
車内事故防止キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ・ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ・ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
夏季の輸送安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ・ 健康管理の重要性
秋の全国交通安全運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者の運転適性に応じた安全運転 ・ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
年末年始の輸送等に関する安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ・ ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有
車内事故防止「3つの誓い」運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ・ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ・ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

以上のとおり年間計画を策定し安全教育を実施いたします。



異常時脱出訓練



運転士教育



事故防止対策委員会



運行管理者教育

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社では、安全管理体制が効果的に機能しているか等、輸送の安全の確保状況並びに運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、安全管理室により全9営業所の内部監査を実施し、常に適格な状況を維持するよう努めております。2020年度も、概ね1ヶ月に1営業所の頻度で、内部監査を継続的に実施しました。また、監査結果については、内部監査実施報告書により各営業所へフィードバックし、更なる安全管理体制の強化について促し、社内の会議体にて定期的に経営トップへ報告を行い、的確な業務遂行を確認しています。

9. 安全統括管理者に関わる情報

- (1) 安全統括管理者 常務取締役 武藤成一
- (2) 選任日 2014年6月30日



以上